

取扱基準

名称	バス交通等補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	国庫補助対象路線のうち、低収益のものについて、沿線市町村で協調補助を行う。 また、国庫補助対象外の路線において、生活交通の維持確保の観点から市が特に必要と認めた路線については、市単独補助対象として運行費の補助を行う。
目標	数値化□ 非数値化■ 広域的・幹線的なバス路線の運行維持を図る。 <目標が数値でない場合の評価方法> 路線の維持
補助事業者	補助事業者情報については、「公にすることにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当し、情報公開に適さない事項があるため、補助事業者名及び補助額など一部の情報の公表とします。
補助対象経費の内容	路線バスの運行に係る経常費用
補助額及びその算定方法又は補助率	(国庫補助路線) 経常費用の 11／20 と経常収益との差額 (市単独補助路線) 運行費欠損額を沿線市町村で距離按分 実際の支払い額は各年度の運行実績に基づく。 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由>
開始時期	令和5年 4月 1日
評価の時期	令和7年 9月30日
終期	令和8年 3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	[内容] 新潟市より補助金の交付を受けている旨 [媒体] 交通事業者ホームページ
担当部署	都市政策部 都市交通政策課 地域交通整備室 電話 025-226-2730 E-mail kotsu@city.niigata.lg.jp